事　務　連　絡
令和３年６月２日

各本部委員
各単位団代表者　様

草津市スポーツ少年団
本部長　村上　嘉寛
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係るスポーツ少年団の活動について

日ごろから当スポーツ少年団の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、草津市教育委員会では、運動部活動、文化部活動ともに、練習試合や発表会、他校との合同練習等についての制限を５月３１日まで延長する旨を５月１４日付けで市立各中学校長に通知されたところですが、近隣府県を含む全国各地で緊急事態宣言の延長が決定され、県内および市内における感染も継続して発生している状況を踏まえ、６月１日付けで草津市立中学校長宛てに、運動部活動、文化部活動ともに、練習試合や発表会、他校との合同練習等についての制限を６月２０日まで延長する旨、通知されたところです。

当スポーツ少年団といたしましても、今回の市教育委員会の対応に準じて、**他の少年団等との練習試合や合同練習につきましては、６月２０日まで下記の留意事項のとおりとしますので、各競技団体や県教育委員会が作成されている感染症対策ガイドライン等に従って、指導者の適切な判断のもと、活動いただきますよう要請します。**

なお、６月２１日以降の対応については、市内の感染状況や市教育委員会の通知を参考に判断する予定です。また、今後の感染状況により対応を変更することがあります。

記

留意事項

1. **緊急事態宣言（まん延防止等重点措置含）の対象区域に属する地域にある少年団等との練習試合や合同練習等は不可とします。**
2. **県内および緊急事態宣言（まん延防止等重点措置含）の対象区域以外の地域にある少年団等との練習試合や合同練習等は、可能な限り感染対策を行った上で可能とします。**
3. **合宿や泊を伴う活動は不可とします。**

ご不明な点がありましたら事務局までお問い合せください。

スポーツ少年団活動実施の条件

1. 単位団団員の所属する学校の教育活動が、スポーツ少年団の事業・活動と重なった場合は、各学校の教育活動を優先させること。
2. 団員、保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。
3. 活動に使用する学校体育施設、社会体育施設等の使用許可にあたり、感染症対策などの付せられた条件を遵守すること。

草津市スポーツ少年団(草津市スポーツ協会)
草津市下笠町 161 草津市立総合体育館内
担当:千代・芝(TEL077-568-5300)(FAX077-568-5301)
E-mail:tai1@taikyo.net
:chishiro@taikyo.net
HP：https://taikyo.net